

## 第5回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 議事要旨

1. 開催日時 令和6年2月7日(水) 10:00~12:30
2. 開催場所 田原市役所講堂(南庁舎6階)
3. 出席者 杉木委員長、浅野委員(Web参加)、今泉委員、中川委員、山本委員、木村委員、斎藤委員、小野委員、荒島委員、伊藤委員(富永代理)、村田委員、鈴木委員、河合委員

### 4. 議事項目

- (1) 改定版田原市都市計画マスタープラン 一部改定(案)について
- (2) 田原市立地適正化計画 一部改定(案)について
- (3) その他

### 5. 質疑応答の概要

#### (1) 改定版田原市都市計画マスタープラン 一部改定(案)について

[富永委員]

- ・市街化区域の表示について、臨海市街地の埋立て(田原4区)が反映されている図と反映されていない図があるため精査してほしい。  
⇒記載内容について精査する。

[杉木委員]

- ・委員会の運営に関する意見だが、資料を事前に送付いただき改定部分が黄色表示されているものの、修正前の文や修正理由が分からず、適当がどうか判断できなかった。また、本日も口頭での説明であり、理解しにくい部分もあるため、今後運営にあたって留意していただきたい。
- ・人口ビジョンについて、「修正があれば変更」とのことだが、パブコメ時においてもそのような取扱いとなるのか。  
⇒パブコメ中も人口ビジョンの策定前であるため、本日と同様に最終案に変更があれば、反映する予定である。

[杉木委員]

- ・p.53の三遠伊勢連絡道路の説明が大きく変わっているが、どのような理由か。  
⇒新広域道路交通計画の策定により、当該路線の区間等が変更されたため、記載内容をあわせて修正するものです。

[浅野委員]

- ・田原市においては市街化調整区域の居住人口が多いことから、既存集落の課題に取り組むことが重要であり、現行都市マスでは地区別構想を策定することが、これに対する取り組みだと認識している。しかしながら、現状で地区別構想が策定された地区が無いのは問題であり、行政側からも地元働きかけ等を行っていかねばならないと思う。

⇒一部の地区で地区別構想策定の機運もあったが、結果として策定に至っていない状況である。策定に向けた調整は重要と認識しており、策定が必要と考えられる地区には働きかけをしていきたい。

- ・地区別構想は、都市計画の分野だけでなく、他の分野についても検討の対象としなければならないと思う。地元への働きかけ方ややり方は、適宜変えていく必要があると思うので、まずは1～2地区で策定に向けて取り組んでほしい。

⇒市内の各校区では、幅広い分野を対象としたまちづくり推進計画が策定されている。ただし、土地利用に関する分野については、あまり記載されてない状況もある。土地利用を考えていく必要のある地区については、積極的に調整をしていきたい。

## (2) 田原市立地適正化計画 一部改定(案)について

[浅野委員]

- ・立地適正化計画では、中心拠点と地域拠点と言う呼称となっており、都市マスの拠点の呼称と異なり分かりにくいいため、中心拠点は田原市で言う都市拠点が該当し、地域拠点には市街地拠点と準都市拠点が該当する旨の説明をして、記載を合わせた方が良いと思う。

⇒記載について合わせていく方向で、具体の記載内容については検討させていただきたい。

[富永委員]

- ・急傾斜地崩壊危険箇所の一部について、居住誘導区域に含めることとするという説明があったが、当該箇所は防災上の問題がないという理解で良いか。

⇒居住誘導区域に含めることとなる個所は、土砂災害警戒区域(イエローゾーン、レッドゾーン)に指定されなかった箇所であるため、問題がないと認識している。

- ・本日の資料にあった概要版は、パブコメでも用いるのか。概要版の「計画改定の背景」に防災指針を策定する旨の記載がないかと思うので、確認してほしい。

⇒パブコメでも概要版は用いる予定である。記載内容については、意見を踏まえ修正したい。

[杉木委員]

- ・p.59以降にある施設の立地状況については、時点更新をしないという事であったが、資料によって施設立地状況の時点が異なることになり分かりにくいのか。

⇒今回の計画改定では防災指針の策定を主眼と考えており、施設の立地状況による誘導区域の見直しは想定していない。このため、誘導区域の前提にもなる施設の立地状況については、策定当時のものを掲載することとしている。

- ・誘導区域を変更しない場合であっても、施設立地の状況は更新したうえで、誘導区域を変更しない旨説明すればよいのではないか。

⇒今回、施設立地状況による誘導区域の変更は検討していないため、立地状況については、策定当時の状況を示すこととさせていただきたい。この旨を、時点が異なる理由として、計画書に記載することとしたい。